

議案第 1 1 8 号 大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 8 号大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

明日都浜大津内にあります、ふれあいプラザについて、貸室の一部廃止と福祉用具の展示コーナーの廃止を行うため、条例改正をしようとするものでございます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

ふれあいプラザの概要についてご説明します。所在地は、明日都浜大津の 4 階・5 階にあり、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、明日都浜大津開設時の平成 1 0 年に開館し、現在、大津市社会福祉事業団が、指定管理者として管理を行っています。

利用時間、休館日等は記載の通りです。

資料の 3 ページをお願いいたします。

ふれあいプラザの平面図を掲載しております。

明日都の 4 階・5 階がふれあいプラザとなっており、4 階にはホール、視聴覚室、小会議室などがあり、5 階は大津市社会福祉協議会や大津市社会福祉事業団、中すこやか相談所等の執務室になっているほか、大会議室などがあります。

このうち、黄色の部分が、今回の条例改正の対象箇所になります。

資料の4ページをお願いいたします。

今回の条例改正についてですが、改正点が2点ございます。

1点目は、これまで指定管理部分として、貸室の1つとしてきた中会議室について、貸室を廃止しようとするものです。

中会議室は、3ページの平面図、5階の中ほどにある、黄色で示している箇所です。同じ5階には、大津市社会福祉協議会や、大津市社会福祉事業団が入っております。

このうち、社会福祉法人大津市社会福祉協議会については、本市が行う生活困窮者自立相談支援業務等を委託しているところです。

これまでも現状のスペースの中での相談室の改修などに取り組まれてきましたが、執務スペースの狭あい化と相談室不足は解消できていない状況です。

ついでに、中会議室については貸室を廃止し、社会福祉協議会の困窮者支援等の実施体制の整備を図るためのスペースに転用したいと考えております。

なお、中会議室は54席の会議室ですが、4階の視聴覚室や、1階の市民活動センターの会議室等で代替が可能と考えております。

資料の5ページをお願いいたします。

次に改正点の2点目は、福祉用具展示コーナーを廃止するものです。

福祉用具展示コーナーですが、資料3ページの、平面図の5階、中すこ

やか相談所及び中地域包括支援センターの中にあるスペースで、ポータブルトイレ等を設置しております。

このコーナーは、平成10年の明日都の開設時に、福祉の情報収集や相談への助言を目的に設置されたものですが、平成12年に介護保険制度が施行され20年以上が経過し、福祉用具を貸与する事業所が増加して福祉用具の展示のニーズが減少していることや、インターネット等の普及により情報収集の手段が拡充されていることから、一定の役目を終えたと考えられ、展示コーナーについては廃止したいと考えております。

なお、今後、用具を撤去した後、同スペースを中すこやか相談所及び中地域包括支援センターの協議スペースとして活用することを予定しております。

この2つの改正点につきまして、令和7年4月1日付で条例改正しようとするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。